

羽村市立松林小学校いじめ防止基本計画

平成27年2月10日

令和 7年6月 改定

※太字は担当者が加筆

1 いじめの定義と基本的な考え方

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**」と定義する。

（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より）

上記の考えのもと、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識にたち、全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるように、「羽村市立松林小学校いじめ防止基本方針」を定める。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
- ⑤家庭、地域、関係機関と連携した取り組みを行う。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、**児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。**

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許さないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。

①あいさつ運動 **（羽村第二中学校区における、小中一貫あいさつ運動含む）**

人と人との結びつきの基本である挨拶を中心に据え、関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって周囲に応えようとする心情を高め、いじめゼロを目指す。

②道徳教育の充実

道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。定期的に子供がいじめについて深く考え、「いじめは絶対に許さない」とことを自覚するため、道徳の時間や特別活動、また学期始めや全校朝礼の時間に授業や講話を行う。道徳授業地区公開講座を活用し、いじめ撲滅への地域連携を推進する。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・縦割り班活動や兄弟学年などでの異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習（宿題等）の工夫

②人とつながる喜びを味わう体験活動

特別支援学校との交流や友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

(3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ②おかしいと感じた児童がいる場合には生活指導終礼等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ふれあい月間の取り組みも含め「いじめに関するアンケート」を毎月行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめ未解決ゼロの学校づくりを目指す。
- ④インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

(4) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめている子と同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導を行っていく。
- ⑥ いじめ防止対策推進法等で示されている取り組みを、教職員が確実に実行できるように、市

主催のいじめ対応研修への参加や生活指導主任を講師とする校内研修の実施などを行っていく。

(5) 家庭や地域、関係機関と連携した取組を行う。

- ①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。
- ②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「東京都いじめ相談ホットライン」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

3 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①「生活指導夕会」「生活指導部会」

毎週木曜日の夕会で、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行い、指導方法や改善案を話し合う。月に1回、児童の日々の生活や行動を振り返らせる。

②「学校いじめ対策委員会」

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、管理職、生活指導主任、主幹教諭、養護教諭、当該学級担任、SC、SSWによる「学校いじめ対策委員会」を設置し、特に担任が一人で抱え込まないように組織として取り組むものとする。

③「学校サポートチーム」

学校サポートチームは、CS委員会内に設置し、CS委員会を構成員とし、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取り組みを進める。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに副校長に報告する。また、状況によっては緊急生活指導部会を開き迅速な対応を行う。副校長は校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり対処する。

(3) 重大事態への対応

いじめの事実を確認した場合、教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

また、児童の生命、身体又は財産に大きな損害が生じる恐れがあるときは、直ちに福生警察署に通報し、適切に援助を求める。家庭や地域全体で、「いじめは絶対許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題などの健全育成についての話し合いを奨めることを願います。